

平成31年3月25日

第9回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第9回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成31年3月25日(月) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知について
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第5号 農地利用変更届について
- 議案第6号 農用地あっせん申し出について
- 議案第7号 平成31（2019）年度農作業標準賃金の改定について
- 議案第8号 別段の面積（下限面積）について
- 議案第9号 指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

11 番 奥 村 祐 樹

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

17 番 桐 原 鈴 代

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

前 田 昭 市

森 裕 美 子

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	<p>ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第9回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「18番委員」と「2番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は3件になります。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>番号2・3につきましては、お目通しください。</p> <p>今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま</p>
議長	<p>皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願ひます。</p>
8番委員	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>2番と3番についてお伺ひします。</p> <p>2番について、836㎡で対価が3,000,000円となっていま</p>

す。農地の価格としては高すぎるように感じますが、何か理由があるのでしょうか。

次に3番について、7,003㎡の農地を子への贈与ということですが、贈与税が大変気になります。評価額はあまり高くないのでしょうか。

事務局

今ご質問のあった2件のうち、まず2番についてお答えします。

8番委員のご指摘のとおり、農地としては非常に高い売買価格となっておりますが、理由としては、対象農地が、今回の譲受人の自宅に隣接する土地で、宅地介在地であるという点があります。しかしながら、宅地介在地ではありますが、譲受人は経営規模拡大の目的で今回購入するということで、経営基盤強化促進法の取り扱い上は問題ないものと考えています。将来的には、農業用倉庫を建築するという目的も購入理由に含まれているようです。

1畝あたりの単価にすると358,852円となり、高い単価であることは事務局でも理解していましたので、あっせん委員に確認したところ、現在申し上げた内容でございました。

また、通常、経営基盤強化促進法の所有権移転という形で審議する議案のうち、8割から9割の議案における譲渡人が譲渡所得に対して800万控除を受けられます。しかし、今回は農用地区域外となりますので、譲渡人は、確定申告において800万控除は受けられない地域ということになります。

次に3番について、ご説明します。今回は譲渡人から譲受人への生前贈与となり、面積が7反ほどでございます。

生前贈与となりますと、相応の税率が課せられ、税負担も多くなります。しかしながら、子への生前一括贈与に関しては、贈与税の猶予があり、譲渡人が亡くなられた時点において、先に猶予した贈与税を相続税で精算しようとする制度がございます。

3番については、贈与税の猶予を受けられる案件であると考えております。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

14番委員

ただいまの2番の案件について、事務局の説明に対してお尋ねします。経営基盤強化促進法で所有権移転した場合、基本的には、その農地に倉庫等を建築することはできないと思いますが、概ねどの程度経過すれば可能であるのか、見解をお尋ねします。

事務局

14番委員のご質問に対しまして、これは、農地法や経営基盤強化促

	進法における定めがあるものではございません。
	経営基盤強化促進法では、農業用施設用地として購入する農地も取り扱ってよいとなっておりますが、指宿市農業委員会の内規において、規模拡大のための農地として購入した農地であれば、1年間は転用できないものと理解しております。
議長	よろしいでしょうか。
14番委員	はい。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書8ページから22ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案62件です。
	内訳は、新規の利用権設定が43件、再設定が19件、合計面積は、105筆130,126㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のと

委員
議長

おり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番から62番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

18番委員

37番について、賃借料が1反あたり21,000円ですが、38番は1畝あたり1,000円程度となっています。いずれも借人は[REDACTED]ですが、価格に大きな差があります。

畑の状況に大きな違いがあるのか、理由をお尋ねします。

16番委員

37番の農地については畑かん区域内であり、38番の農地については畑かん区域外となることから、価格差が生じているものと思われま

議長

よろしいでしょうか。

18番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から62番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から62番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

3月11日の転用調査時に、私と、8番、32番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から7番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番と6番は贈与、7番は交換による申請でございます。5番は親族への贈与、6番は知人への贈与です。

7番については、申請人が所有する雑種地と畑を交換するものです。
なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま

以上の場合に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の1ページから22ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
それでは、議案第2号のうち、1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、3番から7番を議題といたします。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち3番から7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、3番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号のうち8番を議題といたします。

これにつきましては、事務局が調査にあたっておりますので、事務局の報告を求めます。

事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請人は実習型農園を目的として、今回の農地を借用しました。社員の一人が障害者支援施設の職員をしていたことが今回の事業を始めるきっかけとなったそうです。</p> <p>現在は、障害を持った従業員を3名雇用しており、借用した農地で芝桜やレモン等を栽培しているとのことでした。</p> <p>従業員3名につきましては、農作業を主として行っており、建設業の作業はほとんど行っていないとのことでした。</p> <p>今後は、その3名に対して、農作業を通してOJT等を行い、建設業の方でも活躍できるよう育成し、建設業の方で活躍できるようになりましたら、農作業の方に障害を持った従業員を新たに雇用したいとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号のうち8番について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
8番委員 議長	<p>休憩をお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第2号のうち8番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号のうち8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
小委員長	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。</p> <p>これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p> <p>これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。</p> <p>まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。資料の26ページをお開きください。</p> <p>申請地は、 から南へ200m行った農地で、東は畑、西は</p>

宅地、南は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、水産業を営んでおり、自宅に近い自己所有の申請地に、業務車両用の駐車場を整備する計画であります。既に一部をコンクリート舗装し利用していたことから、今回始末書が提出されております。土地の形状については現状で、土留工事済です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。資料の27ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ110m行った農地で、東は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回自己所有の申請地に、新たに一般住宅を建築する計画です。

なお、隣接する自己所有の宅地と一体利用し、総面積は約580㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見

小委員長

決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、通路です。資料の28ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ120m行った農地で、東と北は畑、西は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、自宅近くに畑を所有していますが、今回そこに隣接する申請地を知人から譲り受け、自己所有地への通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。資料の29ページをお開きください。

申請地は、 から南へ90m行った農地で、東と南は宅地、西と北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さは最高で約1.3mであります。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、建売住宅です。資料の30ページをお開きください。

申請地は、 から東へ130m行った農地で、東と南は宅地、西は里道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、第3種農地の市街地内農地に該当い

たします。

申請人は、市内の土木建築業を行う法人で、今回申請地を取得し、建売住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ25m行った農地で、東は市道、西は宅地、南は用悪水路、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ300m行った農地で、東と南は宅地、西は里道、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、自宅敷地が手狭であることと、付近住民が駐車場不足で困っていることから、今回自宅隣の、親族が所有する申請地を譲り受け、駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺はほとんどが宅地であることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ40m行った農地で、東は雑種地、西は畑、南は宅地、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地の市街地近接農地に該当

いたします。

申請人は、市内の宗教法人で、今回申請地を取得し、寺院の隣で保育園を経営する社会福祉法人への貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については出入口部分を1mほど切土し、土留工事を行う予定です。

既存施設に隣接し、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ220m行った農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

なお、譲渡人の父親が、既に申請地の一部にコンクリートを張り、駐車場として使用していたことから、今回始末書が提出されております。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

委員
議長

次に、議案第4号のうち、2番から7番を議題といたします。
ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用変更届についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

番号1番と2番ですが、関連がありますので一括して報告させていただきます。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
資料の34ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから西へ約800m行った農用地区域内の農地です。周辺状況については、資料をご参照ください。

申請地は、現在一体利用されておりますが、土地が道路より高いことから、今回1mほど削土を行い、道路や周辺農地との高低差を解消しようとするものです。

なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。

以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。
それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地あっせん申し出についてを議題といたしま

す。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 それでは30ページをご覧ください。

議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明いたします。今月は、売渡申出8件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号8につきましては、お目通しください。

次に、33ページをお開きください。

議案第6号 農用地あっせん申し出の買受・借受希望をご説明いたします。今月は、買受申出4件、借受申出1件、合計5件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号5につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

3番委員 8番について、基盤整備事業の対象になっているものと思われま。換地後の農地がどこになっているか分からないため、確認をお願いします。

事務局 申し訳ありませんでした。今後は、XXXXXXXXXXの農地であるかの確認を慎重に行い、換地の内容をしっかり確認したいと思います。

3番委員 基盤整備事業の対象農地は停止がかかっているのではないか。

事務局 ご質問の内容については、去年、地権者を集めて、基盤整備事業のハード事業が完了した部分について、法務局での登記手続きを始めるという説明会を県が開催しているようです。

法務局で地名、地番、面積等が変更になるまでは、ご質問のあったとおり、閉鎖する期間が出てくると思われまますが、まだ情報としては入っておりません。それらについては、調べたいと思います。

議案第6号8番の図面について、換地後の農地がどこになるかは、後ほど申し上げる担当委員の方へお知らせしますので、よろしくお願いたします。

議長 よろしいでしょうか。

3番委員 はい。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思われまますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局	<p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、30ページをお開きください。</p> <p>番号1は37番委員と17番委員。 番号2は 6番委員と25番委員。 番号3は35番委員と15番委員。 番号4は18番委員と27番委員。 番号5につきましても18番委員と27番委員。 31ページをご覧ください。 番号6は18番委員と27番委員。 番号7は16番委員と36番委員。 32ページをご覧ください。 番号8は 3番委員と22番委員。 33ページをご覧ください。 番号1は33番委員と13番委員。 番号2, 3につきましても33番委員と13番委員。 番号4につきましては、福元地区を14番委員と34番委員, 小川・浜見ヶ水地区を9番委員, 28番委員, 29番委員。 番号5は 4番委員と23番委員。</p> <p>以上、事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局案が発表されました。</p>
委員	<p>それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(各委員了解あり)</p> <p>それでは、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号 平成31(2019)年度 農作業標準賃金の改定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第7号 平成31(2019)年度農作業標準賃金の改定(案)の承認についての説明をいたします。議案書の34ページをご覧ください。</p> <p>平成31(2019)年度農作業標準賃金の改定(案)でございますが、前回の委員会終了後に会長、会長職務代理、振興部長、副部長、農地部長、副部長、事務局で、農作業標準賃金について、検討会を開催しました。</p> <p>その結果を踏まえてお手元に議案第7号をお示ししておりますが、今</p>

回、変更点が2点ございますので、ご説明いたします。

まず、1点目は、「一般農作業」（実働8時間）についてです。この金額は、毎年度、直近の県の最低賃金に準じて設定しており、本年度は5,900円以上としております。直近の県の最低賃金を調査いたしましたところ、1時間あたり761円となっておりますので、これに8時間を掛けまして、6,088円、100円未満を四捨五入しまして、今回、6,100円以上としてお示ししております。

なお、機械作業については、平成28年度に改正したことや、来年度の消費税増税を見据え、平成31(2019)年度は据え置く形でお諮りいたします。

次に2点目は、破線から下の部分に「参考」として掲載しております、農地賃借料情報でございます。

検討会の意向を踏まえて事務局で試算したところ、本年度は新設のハウスを込みで借りるケースなど、ハウス付きの賃貸借が数件ありました。

これを単純に平均すると、実態とかけ離れた、かなり高額な賃借料となってしまうため、このようなケースを除いて算定し、より実態に近い形での平均価格を設定しています。

表の下の欄にこのことを記載しておりますが、この数値を掲載することにより次のような検討材料があります。

まず、今後ホームページ上では、1年間の単純な平均価格を掲載する義務があり、その中では、このような実態に即さない金額も含めて平均値を算定しなければならないため、地区によっては、今回の掲載価格と異なる、高い平均賃借料が掲載されることとなります。

次に、この農作業標準賃金表には、あくまでも「目安」、「参考」であることを明記して平均価格を掲載しているとはいえ、これを「農業委員会が出した価格」と受け止められることも想定され、数値が独り歩きする可能性も否めないところであります。

以上のような点も含め、農作業標準賃金表に掲載する標準賃金はこの内容でよろしいか、また、下段に賃借料の平均価格を掲載することとしてよろしいか、併せて、平均価格を掲載する場合、この内容でよろしいか、皆様に慎重にご審議いただきたく、提案いたしております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。それでは議案第7号についてご審議願います。

議長

8 番委員
事務局

ご質疑、ご意見はございませんか。
チラシの配布はいつ頃でしょうか。
まず、お配りしている「農業委員会だより」が4月1日に発行されますので、これが一番最初に市民の皆さんのお手元に届くこととなります。その他、事務局に来庁された方々に農作業標準賃金表はお示しすることもあります。

8 番委員
事務局

一番早いところでは、4月1日には集落長を通じて配布されるということによろしいですね。
発行は4月1日にしますが、集落便が4月3日になりますので一番早いのは4月3日になるかと思えます。

8 番委員
事務局

4月1日には新元号が発表されると思いますが、これが緊急性を要しないのであれば、例えば1週間位ずらして新しい元号で発行してはどうでしょうか。
委員がおっしゃるとおり、4月1日には新しい元号が発表され、5月1日から新しい元号になると思います。事務局でも発行する時期については議論をいたしました。最終的にこのような形になりました。
まず、平成31年度が4月いっぱい続きますので、この賃金表は4月1日の日付で出したいというのがありました。特に一般農作業の賃金単価につきましては4月1日から適用していただきたいということがあります。これを踏まえると本来なら3月中に回覧等できればいいのですが、今回の議案になりました。
また、新しい元号は4月1日に発表はされますが、5月1日からとなりますので、2019も標記した形で作成しました。

8 番委員
議長
23 番委員
議長

わかりました。
ほかにご覧いただけますか。
暫時休憩をお願いします。
暫時休憩します。
(休憩)
休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、農作業標準賃金表の部分については事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

委員
議長
19 番委員
事務局

「異議なし」の声あり。
次に農地賃借料情報の掲載についてご審議願います。
■の畑の部に80,000円近い金額がありますが、他の地域に比べて高すぎるので掲載するのはどうかと思えます。
田の部、畑の部それぞれ平均額、最高額、最低額を掲載しております

が、畑の部には加えて畑かん整備地内外での平均額、最高額、最低額を掲載しております。

■■■■の78,919円は新設のハウスを企業が借りたものです。最高金額と最低金額は実態どおりの金額を載せていますが、平均額についてはこのような特殊なケースを除いたもので算定しています。最高額、最低額について掲載するかどうかが事務局でも検討しましたが、今後ホームページでは最高額、最低額、平均額は実態どおりの金額を掲載しなければなりません。ホームページとこの賃借料情報は本来一致していなければなりません。

ただし、賃借料の目安とするためにはこのような特殊なケースは除いたほうがより目安となることから、平均額だけは特に注記をして掲載する判断になりました。

このようなことから、■■■■の78,919円もハウスが付いてこの金額というのは事実でありますので、掲載するという判断に至ったところ

議長 暫時休憩します。

(休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局 事務局から議案第7号について内容の修正をさせていただきます。

議案7号については、農作業標準賃金表部分のみご審議いただき農地賃借料情報の部分については削除させていただきたいと思いを

議長 ただいま事務局から議案の修正がありました。これについてご質疑、ご意見はございませんか。

23番委員 この78,000円という金額がよくわかりませんので、もう少し情報を増やしてほしいと思いを

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 それでは、議案第7号については、一部修正のうえ農作業標準賃金表の部分のみ承認することにご異議ありませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 それでは、議案第7号については、一部修正のうえ農作業標準賃金表の部分のみ承認することに決定いたします。

次に議案第8号別段の面積(下限面積)についてを議題といたします。

事務局 事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書は35ページになります。

別段の面積については、農地法等の中で、「下限面積は、国の基準に従い地域の実情に応じて農業委員会が設定できる」とあり、年1回農業委員会で検討することとなっています。

設定方法としましては、農地法施行規則の規定を適用し、具体的には、農林業センサスの数値を用いて、その定めようとする面積未滿の農地を、耕作の用に供している者の割合が、全体の概ね40%を下回らないよう算定されることとなっています。

なお、議案書の試算結果表は、2015年の農林業センサスのデータを基に試算したものです。設定しようとする面積ごとの割合は、50a未滿が50.8%、40a未滿が44.3%、30a未滿が35.7%となっております。ここで、判断基準となる、全体の概ね40%については、8割の32%を満たしていればよいとされており、30a未滿の割合は35.7%ですので、提示下限面積は30aとなります。

なお、当委員会において、別段の面積を見直すという意見がなければ、現行のままの30aでの運用となります。

以上皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑・ご意見はありませんか。

26番委員

農地法ができた当時の面積だと思えますので、下限面積制限をもう少し下げてもいいのではないのでしょうか。

事務局

下限面積につきましては、下げるにはそれなりの根拠が必要になります。現在法で示されたものに基づきますとこの面積が妥当な面積だと思われれます。

26番委員

例えば、家庭菜園を始めたい方や退職後趣味で農業を始めたい方が農地を取得するのに3反という面積は広すぎるので、1反や5畝などでも農業をできるようにしたほうが、始めやすいのではないかと思うのですが。

事務局

そのような例が県内でも散見されてきております。

ただし、そういった例は空き家の活用を目的に空き家に付随した農地であれば1㎡からでも取得できるよう下限面積を2種類設けていたり、あるいは下限面積を少し下げたりといったような空き家対策、定住対策の一環として考えられているものがあります。

本市においても、空き家を活用しようとする動きはありますが、付随する農地との同時活用というところまでは至っていません。

本市は、県内有数の農業地帯で、農業が主要産業であります。下限面

	<p>積を減らして農業に参入しやすくするという考えもありますが、3反になったら農家認定をする決まりもあります。</p> <p>利用権設定で農業に携わる面積としては小さい面積からでもできる仕組みになっていますので、そういったものも活用しながら農業に参入していただければと考えております。</p>
26番委員	<p>面積を小さくすれば、狭い畑で耕作放棄地になっているような、利用されず残っているようなところも活用できるようになるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>下限面積をたとえば30aを20aや10aにしますと、例えば10aにした場合、10a耕作すれば農家として認定しなければならないということになります。</p> <p>事務局の考えとして、農家として経営することを前提に考えております。</p> <p>農業を新しく始めていただくことは非常に良いことだと思いますが、農家として認定させていただくには、最低3反以上は耕作し、収益を上げてもらうことを念頭に置きながら今後も取り組んでいきたいと考えております。</p>
26番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑・ご意見はありませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に議案第9号指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「農業委員会等に関する法律」の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられております。</p> <p>法第7条では、「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関して指針を定めるよう努めなければならない」とされていることから、本市においても策定しようとするものです。</p> <p>この指針は、全国農業会議所から様式例が示されており、その中で国</p>

の方針に基づき、5年後の目標を遊休農地の面積は「0」に、担い手への集積率は「80%」にするというような目標があり、非常に難しいものとなっております。

県内の状況を見ますと、この方針どおりに目標値を定めているところもありますが、本市においては、現在の状況などを考慮しながら実現の可能性のある目標を目指すものとなりました。

この指針の基本的な考え方は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう本市農業委員会の指針として今後5年間の目標と推進方法を定めるもので、委員の改選期である3年ごとに検証と見直しを行うことにしております。

具体的な目標と推進方法については、3つの項目からなっております。

1つ目は遊休農地の発生防止と解消について、昨年の利用状況調査によって、約185haの遊休農地が確認されており、その中で再生可能な遊休農地面積は122haを把握しております。

今後、年間約14haの解消を目標として、5年後の平成35年度に、遊休農地面積50haを目指します。

主な方法としては、農地の利用状況調査と利用意向調査で把握した利用意向をもとに、指導や説明などの相談活動を行い、農地中間管理機構の利用推進や受け手農家の掘り起しなどを行います。

また、非農地判断も継続して行い、守るべき農地の明確化を行います。

2つ目は、担い手への農地利用集積・集約化について現在1,008ha、率にして約29%の農地が担い手農家等へ集積されております。

国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」により5年後の農地集積率80%を目標としておりますが、本市での現状を踏まえ5年後の平成35年度に集積率60%、面積1,992haを目標としております。

主な方法としては、農政課等と連携し現在行っているアンケート調査の結果を「人・農地プラン」に反映し、農地中間管理機構の利用推進や利用権設定の推進による利用調整活動のほか集落営農の組織化、法人化など地域に応じた取り組みを推進します。

また法改正により貸し借りの方法が緩和された相続未登記地の利用なども活用しながら、農地の有効利用を推進します。

3つ目は新規参入の促進について、現状は平成30年度の実績で3人となっております。新規参入者については、ここ数年減少傾向にありま

すが、農政課の担当者とも協議を行い、3年後、5年後についても現状維持を目標に設定しました。

新規参入者の促進については、関係機関とも連携を図りながら、農地のあっせんなど地域の受入れ条件の整備や参入後のフォローアップにも努めるものとします。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第9号について、ご審議願います。

ご質疑・ご意見はありませんか。

13番委員
事務局

管内の農地面積が減っていますがどういった理由でしょうか。

転用による減や遊休農地との兼ね合いで面積は変わっています。

農地への編入があれば増えていきますが、毎月の転用など勘案しますと減っていく傾向にあります。

13番委員
議長

分かりました。

ほかにご質疑・ご意見はありませんか。

19番委員

担い手農家に年齢制限はないと思いますが、5年後の集積率の目標を現在の倍にするとなっていますが、私の地域ですが以前担い手の年齢制限を何歳にするか議論したことがあります。

現在若い人がいない地域では70歳、80歳でも担い手農家となっていますが、若い人たちに60%の集積をするというのは無理ではないでしょうか。

議長

この目標では担い手への集積を目標にしていますので、年齢は関係なく担い手への集積を目標にしています。

事務局

担い手への農地利用の集積・集約について、現状の欄では29%程度になっていますが、実際の現場では高齢の方でも担い手に類する方々が耕作していると思います。

19番委員
議長
委員
議長

分かりました。

ほかにご質疑・ご意見はありませんか。

「なし」の声あり。

議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

5 番委員

他にございませんか。

2 点ほど質問と要望を申し上げます。

農業機械の大型化に伴って、農道のいたみが激しいところが多々あり農家さんから苦情を聞いたりしますが、農道についてはどの程度対応されているのでしょうか。

それと、報道等でもありましたが、中国に受精卵が不正輸出され、過去にも 5 回ほど中国に販売しているというような報道がありました。

鹿児島県は日本一の和牛王国というようなことにもなっていますが、農家の経営安定、後継者の確保の面からも心配されますので、指宿市農業委員会として各方面へ要望等ができたらありがたいと思います。

事務局

まず、農道については知り得る範囲で申しますと、担当は耕地林務課になりますが農道の通行に重量制限はないと聞いておりますが、トラック等が通行することにより路肩が崩れるといったようなこともあるのは事実であります。この様な時は耕地林務課で確認をし、強度が足りないというような道路自体に問題がある場合は、是正がされているようであります。一方特定の車両が通行することによりそのようなことがある場合は、その特定の車両を使用する方と相談をして補償をさせている場合もあるようです。また隣接農地の方々に自分たちで補修をしてもらうケースもあるようです。ケースごとに対応しているようですので、委員の皆様もそのような状況がある場合、事務局へ伝えていただければ担当課へお繋ぎしたいと思います。

2 点目の受精卵の不正輸出につきましては、農業支援センター内の関係課へはこのようなご意見があったこととお繋ぎしたいと思います。

市農業委員会としてどうするか、あるいは県の農業会議としてどうするかというようなこともあると思います。農業委員会では主に農地の分野を預かっているということがありますが、情報、ご意見などいただきながら調査をしていきたいと思います。

さらには、会長は県の諮問会議の委員でもありますので機会があるごとに指宿市農業委員会ではこのような話がされているという情報提供をしていただきたいと思います

6 番委員

農道のことですが、私の地域に産廃処分場がありそこに 10 t 車が毎日出入りをするので舗装がえぐれています。

そこを何とかできるように農業委員会から要望はできないでしょうか。

事務局

この後、現場を詳しく教えていただいて、耕地林務課へ伝えたいと思います。ただし県の所管であった場合は難しい場合もあります。

5 番委員 農道は農産物が痛まないように整備されていると思いますので、原状復帰をしていただくのが当然だと思います。

27 番委員 今、池田ではサルが出没し玉ねぎやスナップなどの被害があり困っている農家の方が多くいます。これについて皆さんのご意見をお聞かせください。

議長 以前、耕地林務課に相談したところ駆除できる方がいるので、被害があつたらすぐ連絡してくださいとのことでした。サルは移動が早いので範囲の特定が難しいのですぐ連絡してくださいとのことでした。

27 番委員 他市ではサルは1頭2万円と聞きましたが、指宿ではどうでしょうか。

事務局 詳しくは耕地林務課へ問い合わせさせていただきたいと思います。サル以外にも単価設定があるようでございます。

議長 他になければ、その他に入ります。

事務局 それでは、その他についてご説明いたします。42ページをお開きください。

その他（議案書42ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 3月の行事報告
3. 4月の行事予定等
4. その他

議長 ほかにございませつか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第9回指宿市農業委員会を閉会いたします。ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後4時15分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員18番委員

議事録署名委員 2番委員